

目黒区スポーツ推進計画改定支援業務委託  
プロポーザル募集要項

令和6年1月

目 黒 区

## 目 次

1	募集の内容.....	2
2	本件の内容.....	2
3	参加資格.....	3
4	全体スケジュール.....	3
5	質問の受付及び回答.....	6
6	プロポーザル参加申込書の提出.....	6
7	プロポーザル提案書の提出.....	6
8	提案する内容.....	7
9	選定.....	8
10	業務の契約手続き.....	9
11	目黒区参考資料.....	9
12	その他.....	9
13	問合せ及び提出先.....	10
別紙1	「委託概要」.....	11
別紙2	「評価項目表」.....	14
別紙3	「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」.....	15
	様式集	

目黒区スポーツ推進計画改定支援業務  
受託候補者選定に係る公募型プロポーザル募集要項

1 募集の内容

(1) 業務件名

「目黒区スポーツ推進計画改定支援業務委託」

(2) 趣旨及び目的

平成27年度に策定した「目黒区スポーツ推進計画」が令和7年度をもって計画期間が終了することから、現行の計画を改定し、次期目黒区スポーツ推進計画を策定する必要がある。本業務は、その計画改定の支援を目的とする。

改定計画は、令和5年度に実施した目黒区世論調査のうちスポーツに関する事項や、区民のスポーツに関する意識の調査を必要に応じて実施し得た結果を分析するなどして現状の把握や課題の抽出を行い、行政のみならず区民関係団体、学識経験者など、多面的に捉えるべく構成された会議体等において必要な検討を重ね、国の掲げるスポーツ基本計画等を参酌した、目黒区基本計画の補助計画として区の関連計画との整合の取れたものとする。

そのためには、国等の動向や日々変化する社会状況からの情報収集能力、高い専門知識、他自治体での計画策定実績をもとにした適切な支援を行政から事業者を求めるため、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2 本件の内容

(1) 業務内容

計画改定業務、会議の運営に関する業務、関係する他計画の調査に関する業務、パブリックコメントに関する業務、成果品の作成、及びこれら業務の日程調整・スケジュール管理とする（詳細は別紙1「委託概要」を参照）。

なお、契約仕様書については、受託候補者の提案書を踏まえながら、区と受託候補者とで協議して作成する。

(2) 業務の期間

契約締結日（令和6年4月中旬を予定）から令和7年3月31日まで

ただし、履行実績が良好であると区が認めた場合には、予算の配当を条件とし、区及び事業者の双方の合意により令和8年3月31日を超えない範囲で新たな契約を結ぶことを認める。契約は単年度ごととする。

(3) 提案限度価格

令和6年度 7,725,000円（税込み）

令和7年度 9,779,000円（税込み）

なお、提案した価格が提案限度価格以上となる場合、提案を無効とする。

### 3 参加資格

次に掲げる事項全てに該当している者を、本選定への参加資格を有する者とする。

なお、受託候補者の決定後、契約締結までの間においても、以下の事項に非該当となった場合は、同候補者の決定を取り消すことがある。

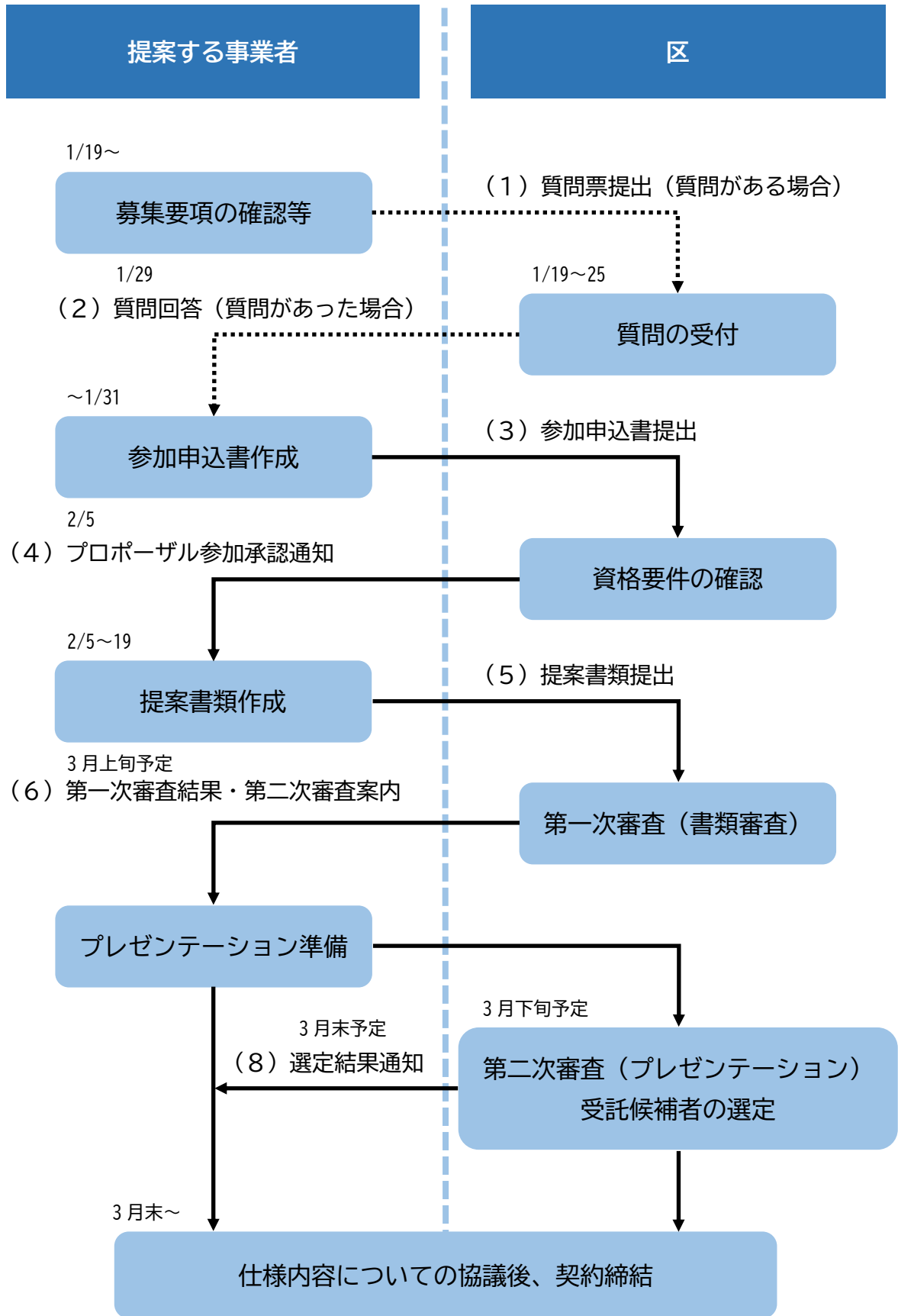
- (1) 募集要項公表日の前日から過去5年間の間に、国や都道府県・区市から本業務と同種の業務を受託し履行実績があること(アンケート調査等計画策定業務の一部のみを履行した者は除く)。
- (2) 目黒区の競争入札参加資格を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 目黒区競争入札参加者指名停止措置基準(平成2年4月1日付け目総契第740号決定)別表第1及び別表第2に規定する措置要件に該当しないこと。
- (6) 目黒区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年7月28日付け目総契第4070号決定)別表に規定する措置要件に該当しないこと。

### 4 全体スケジュール

- (1) 質問受付  
令和6年1月25日(木)午後5時まで
- (2) 質問に対する回答  
令和6年1月29日(月)午後目黒区公式ウェブサイトに掲載
- (3) プロポーザル参加申込書提出期限  
令和6年1月31日(水)午後5時まで(必着)
- (4) プロポーザル参加承認通知  
令和6年2月5日(月)午後3時までに電子メールにて通知の写しを送付
- (5) プロポーザル提案書等提出期限  
令和6年2月19日(月)午後5時まで(必着)
- (6) 第一次審査結果及び第二次審査案内通知  
令和6年3月上旬予定
- (7) 第二次審査(プレゼンテーション)実施日  
令和6年3月下旬予定

- (8) 選定結果通知の発送  
令和6年3月末予定
- (9) 契約締結  
令和6年4月中旬予定

全体スケジュールのフロー図



## 5 質問の受付及び回答

### (1) 質問方法

本業務の内容等について質問がある場合には、上記質問受付期間中に、質問票（様式1）により、電子メールにて提出すること。電話での質問には応じない。ただし、質問内容に疑義が生じた場合は、担当部署から質問者へ電話で問い合わせをすることがある。

質問提出先は「13 問合せ及び提出先」のとおり。

### (2) 回答方法

目黒区公式ウェブサイトに掲載

## 6 プロポーザル参加申込書の提出

### (1) 提出方法

プロポーザル参加申込書提出期間中に「13 問合せ及び提出先」へ持参又は郵送により提出すること。

- ・持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（午後0時から午後1時までを除く。）の間に来庁すること。
- ・郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

なお、提出期限を過ぎて提出された場合は参加申込を無効とする。

### (2) 提出書類

- ア 質問票（様式1） 1部（別途メール提出）※質問が無いときは不要
- イ プロポーザル参加申込書（様式2） 1部
- ウ 会社概要が分かる資料・パンフレット（任意様式） 1部

## 7 プロポーザル提案書の提出

上記6の参加申込書を提出した者のうち、本要項「3 参加資格」に基づき参加要件を満たすことが確認された者（以下「提案者」という。）に対し、プロポーザル提案書等の提出を依頼する。

なお、参加申込書を提出したにも関わらず、プロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡が無い場合は、承認通知日の午後5時までに「13 問合せ及び提出先」へ問い合わせること。

### (1) 提出方法

プロポーザル提案書等提出期間中に「13 問合せ及び提出先」へ持参又は郵送により提出すること。

- ・持参の場合、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで（午後

- 0時から午後1時までを除く。)の間に来庁すること。  
・郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

なお、提出期限を過ぎて提出された場合は提案を無効とする。

## (2) 提出書類

下記ア～カは各11部(うち提案者名有り1部)、キは1部提出すること。

- ア 提案書類届出書(様式3)
- イ プロポーザル提案書(任意様式)
- ウ 業務実績表(様式4) 1部
- エ 業務体制表(様式5)
- オ 管理責任者の経歴等調書(様式6)
- カ 工程表(様式7)
- キ 見積書(税込み額)(任意様式) ※押印不要

## (3) 作成上の注意事項

ア プロポーザル提案書等には、会社名又は会社名が推定できるような記載をしないこと。そのような記載があった場合には提案書等を受理しない場合がある。

イ 用紙の規格はA4判縦長を基本とすること。

ウ 印刷はモノクロ、カラーは問わない。

エ 用紙は片面印刷とする。

オ 文字サイズは原則12ポイントとする。

見積書は、提案する実施項目の費用が分かるように内訳を記載すること。

## 8 提案する内容

別紙1「委託概要」にあわせて提案を行うほか、次の事項についても提案を行うこと。なお、(1)については見積書には計上せず別途所要額を算出すること。

### (1) 区民意識調査

現行の目黒区スポーツ推進計画では、目黒区世論調査の調査結果を用いて現状を分析し課題を抽出している。改定計画においても、第47回目黒区世論調査(令和5年度実施)の調査結果を分析し反映する予定だが、そのほか計画改定に当たり必要と思われる調査項目を挙げ、どのような手段で調査を行うのが適当であるか、調査項目の選択理由や調査方法の妥当性を説明し提案すること。

### (2) 各分野におけるスポーツに関する今後の課題

国や東京都の動向を踏まえ、「福祉」「健康」「教育」「子育て」など各分野のスポーツの今後の課題とその対策方針やあるべき姿について提案すること。



## 9 選定

プロポーザル提案書等の提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に「目黒区スポーツ推進計画改定支援業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)」において評価を行い、受託候補者を選定する。

ただし、評価点が別に定める最低基準点を超える者がいない場合は、受託候補者を選定しない。

### (1) 第一次審査(提案書による書類審査)

提出されたプロポーザル提案書等を基に、選定委員会において書類審査による第一次審査を実施し、提案者のうち上位2者を第二次審査対象者として選定する。

第一次審査後、全ての提案者に書面にて審査結果を通知するとともに、第二次審査対象者には、当日案内を併せて通知する。

### (2) 第二次審査(プレゼンテーション)

プレゼンテーション及び質疑の内容を基に、選定委員会において第二次審査を実施する。

- ・提案者による提案書の内容等についてのプレゼンテーションが行われた後、区から質疑を行う。
- ・プレゼンテーションは20分以内、質疑応答は10分以内、合わせて30分以内を1提案者当たりの審査時間とする。
- ・プレゼンテーションの説明用資料は提出した提案書に基づくものとし、新たな提案は認めない。
- ・電源は用意するので、パソコン、プロジェクター等は各自で用意すること。
- ・出席できる提案者は、パソコン等操作員を含め3名までとする。
- ・提案者名が特定できる記載や口頭での発言は不可とする。

### (3) 受託候補者の選定方法

第一次審査結果及び第二次審査結果による総合評価により一位とした提案者を受託候補者に選定し、二位とした提案者を次点とする。

- ・複数の提案者の評価点が同点となった場合は、提案価格の安い順に選定する。
- ・受託候補者が辞退又は失格となった場合は、次点者を受託候補者とする。

### (4) 選定結果の通知及び公表

第二次審査後、全ての提案者に書面にて審査結果を通知するとともに、目黒区公式ウェブサイトにて結果を公表する。

### (5) 評価項目

別紙2「評価項目表」のとおり

### (6) 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア プロポーザル提案書等の提出期間中に提出しなかったとき。
- イ 第二次審査の指定時間に来場しなかったとき。
- ウ 「3 参加資格」に掲げる事項に非該当となったとき。
- エ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- オ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと区が認めるとき。

## 10 業務の契約手続き

選定委員会で選定された受託候補者を優先交渉権者として、契約締結の交渉を行う。

受託候補者と契約締結できない場合は、次点者と契約締結の交渉を行う。

## 11 目黒区参考資料

- (1) 目黒区基本計画（令和4年3月策定）

[https://www.city.meguro.tokyo.jp/kikakukeiei/kusei/keikaku/kihon\\_r3.html](https://www.city.meguro.tokyo.jp/kikakukeiei/kusei/keikaku/kihon_r3.html)

- (2) 目黒区スポーツ推進計画（平成28年度から平成37年度）

<https://www.city.meguro.tokyo.jp/sports/kusei/keikaku/keikaku.html>

## 12 その他

- (1) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、全て提案者の負担とする。

- (2) 審査の経緯に関する質問には一切応じない。

- (3) 提出書類の取扱いは次のとおりとする。

ア 提出期限以降、書類の差替えや再提出は認めない。

イ 提出書類の著作権は提案者に帰属する。ただし、区が本件を報告、説明、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。

ウ 提出書類について目黒区情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となる。提案内容やノウハウ等、開示されることで提案者が明らかに不利益になる事項等については、別紙3「提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書」に記載し提出すること。

なお、不開示部分についての最終判断は区で行うため、必ずしも疎明書に記載された全ての部分が不開示になるとは限らない。

エ 提出書類は返却しない。

- (4) 受託候補者に選定されたことをもって、提案した全ての内容や提案した金額に

よる契約・仕様を保証するものではない。契約・仕様内容については、別途協議を行う。提案のあった単価又は経費についても、その金額を保証するものではなく、その金額を上限として協議し、決定する。

- (5) このプロポーザル募集要項による受託候補者選定は、令和6年度予算が議会にて可決された場合において、令和6年4月に契約が確定されることを前提とした準備行為である。当該予算が議会にて可決されず契約締結に至らない場合であっても、それまでに要した費用を含めて補償はしない。
- (6) 協議が不調となった場合であっても、それまでに要した費用を含めて補償はしない。

### 13 問合せ及び提出先

目黒区文化・スポーツ部スポーツ振興課計画指導係

〒153-8573

東京都目黒区上目黒二丁目19番15号 目黒区総合庁舎5階

TEL 03(5722)9317

FAX 03(5722)9754

メールアドレス [sports07@city.meguro.tokyo.jp](mailto:sports07@city.meguro.tokyo.jp)

## 委 託 概 要

1 件 名 目黒区スポーツ推進計画改定支援業務委託

2 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

【令和6年度】

(1) 現行の目黒区スポーツ推進計画に係る現状業務分析

現行計画の検証を行うほか、目黒区におけるスポーツ推進に係る課題の抽出、対策の検討などを行う。

(2) スポーツ推進計画改定に向けた統計データ等の収集・調査・分析

令和5年度に実施した第47回目黒区世論調査や児童・生徒の体力テスト結果ほか必要と思われる調査結果を収集・整理し、目黒区を取り巻く経済社会環境等の現状把握・分析などを行う。

成果物は報告書30部程度及び電子データ

(3) 施策の体系の検討・提案

上記(1)・(2)の調査・分析に基づき、国や都の動向を踏まえたスポーツ推進施策の検討・提案を行う。

(4) 目黒区スポーツ推進計画改定委員会(仮称)会議の運営補助

ア 学識経験者等で構成される「目黒区スポーツ推進計画改定委員会(仮称)」

への出席及び資料の検討(4回程度)

イ 配布資料の印刷(20部程度)

ウ 会議における発言記録の作成

エ 専門的見地からの助言・情報提供

オ 学識経験者との打合せ

(5) 目黒区スポーツ推進計画改定検討会(仮称)会議の運営補助

ア 区の関係所管で構成される内部検討組織「目黒区スポーツ推進計画改定検討会(仮称)」への出席及び資料の検討(4回程度)

イ 配布資料の印刷(15部程度)

ウ 会議における発言記録の作成

エ 専門的見地からの助言・情報提供

オ 関係所管との打合せ

(6) 上記(1)～(5)の結果まとめ

(7) 改定スケジュールの管理

(8) 打合せ協議

業務の実施に当たり、区担当課との作業確認、打合を随時行い、記録を作成する。

(9) その他計画改定に係る必要な事項

【令和7年度】

(1) 目黒区スポーツ推進計画改定の進行管理に関する支援

(2) 各種統計資料を活用した現状の経済・社会分析・将来予測等

(3) 目黒区スポーツ推進計画改定委員会（仮称）会議の運営補助

ア 目黒区スポーツ推進計画改定委員会（仮称）への出席及び資料の検討（4回程度）

イ 配布資料の印刷（20部程度）

ウ 会議における発言記録の作成

エ 専門的見地からの助言・情報提供

オ 学識経験者との打合せ

(4) 目黒区スポーツ推進計画改定検討会（仮称）会議の運営補助

ア 目黒区スポーツ推進計画改定検討会（仮称）への出席及び資料の検討（4回程度）

イ 配布資料の印刷（15部程度）

ウ 会議における発言記録の作成

エ 専門的見地からの助言・情報提供

オ 関係所管との打合せ

(5) パブリックコメントの整理、分析

パブリックコメント用の資料を作成する。終了後は速やかに意見を集約し、対応策及び分析結果を区に提出すること。

(6) スポーツ推進計画改定素案、改定案及び改定版とその概要版の作成

区民にとって見やすい・分かりやすいものとなるよう、イラストや図表を多く用いて作成すること。

スポーツ推進計画改定版：90ページ程度・1,000部程度、電子データ

スポーツ推進計画概要版：8ページ程度・1,000部程度、電子データ

(7) 打合せ協議

業務の実施に当たり、区担当課との作業確認、打合を随時行い、記録を作成する。

(8) その他計画改定に係る必要な事項

4 契約種別 総価契約

## 5 支払い方法 完了後支払い

## 6 再委託

この業務を行うに当たり、受託者がやむを得ず第三者に再委託を行う場合は、事前に再委託内容・再委託先・理由等を書面に記載の上、区に申請をし、承諾をされなければこれを行うことはできない。本業務を一括して再委託すること及び再々委託は禁止する。

また、再委託の受託者は契約書等の内容を遵守し、全ての責任はこの業務の受託者が負うものとする。

## 7 その他

- (1) 本業務に必要な行政資料を区が提供する場合は、適切に取り扱い、業務完了後速やかに返却すること。その他業務に必要な資料は受託者の責任にて収集作業を行うこと。
- (2) 本業務における成果品の著作権・使用权等の権利は全て区に帰属するものとし、区の許可なく成果の公表、複製、貸与等を行ってはならない。なお、業務完了後、不要になった著作物のデータは速やかに消去すること。
- (3) 受託者は、個人情報保護に関する法律や目黒区個人情報保護条例等を遵守するとともに、業務上知り得た個人情報等を、本業務以外に使用及び他者に漏洩してはならない。また、業務終了後又は契約解除後も同様とする。
- (4) 契約仕様に定めのない事項又は疑義が生じたときは双方で協議し決定する。

以 上

## 評価項目表

## 1 第一次審査

評価項目	評価の視点
業務実績	過去5年間の国、都道府県、地方自治体からの本業務と同種の業務の受託履行実績
業務実施体制	本業務の実施に当たり、円滑かつ確実に業務を履行可能と判断できる体制が組まれているか
業務実績、配置予定者の経験及び能力	配置予定者（管理責任者及び担当者）に業務実績、能力はあるか
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の趣旨及び目的を十分理解し、提案内容の着眼点が優れているか</li> <li>・実現可能な提案となっているか</li> <li>・国や都の動向及び区が定める各種関連計画との整合性を図った上での提案となっているか</li> </ul>
業務の実施手順	業務の実施手順が明確かつ妥当にスケジュール化されており、提案内容と整合がとれたものとなっているか
資料調製力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案内容が分かりやすく、適切で効果的なレイアウトとなっているか</li> <li>・誤字、脱字は少ないか</li> </ul>
見積額	—

## 2 第二次審査

評価項目	評価の視点
専門能力・経験の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務に関する高度な専門的知識が確認できるか</li> <li>・提案内容から、能力・経験に基づく裏付けが確認できるか</li> </ul>
提案の説明力、業務への取組意欲	<ul style="list-style-type: none"> <li>・説明は論理的で分かりやすく説得力があるか</li> <li>・業務に対する熱意や意欲を感じ取れるか</li> <li>・特筆すべき評価項目はあるか</li> </ul>
コミュニケーション能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問に対する応答が迅速、明快かつ的確か</li> <li>・区からの問合せに対し速やかに、かつ確実に対応できる連絡体制が構築されているか</li> <li>・業務に対する認識にずれはないか</li> </ul>
全体評価	全体を通して業務の遂行能力は高いか

